堺市公報 第247号

令和4年12月23日発行

*** 堺市公報

発行

堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市補助金交付規則の一部を改正する規則	
【財政局財政部財政課】	2
<告示>	
○土壌汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について	
【環境局環境保全部環境対策課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害	
福祉サービス事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定	
相談支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害	
福祉サービスの事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般	
相談支援の事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定	
相談支援の事業の廃止について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の廃止について
【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基
づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定について
【健康福祉局健康部精神保健課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基
づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の更新について
【健康福祉局健康部精神保健課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
<公告>
○農用地利用集積計画
【産業振興局農政部農地課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
○建築基準法第73条第2項の規定に基づく公告
【建築都市局開発調整部建築安全課】 · · · · · · · · · · · · · · · 25
<消防局公告>
○指定催しの指定について
【消防局予防部予防査察課】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
<農業委員会告示>
○農業委員会総会の招集について
【農業委員会事務局】 … 26

規則

堺市補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第98号

堺市補助金交付規則の一部を改正する規則

堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)の一部を次のように改正する。 第16条第1項中「堺市補助金確定通知書の写しを添えて」を「より」に改める。 第17条第2項中「堺市補助金交付決定通知書の写しを添えて」を「より」に改める。 様式第4号中「1 補助条件は、次のとおりとする。」を「補助条件は、次のとおりとする。」に改め、「2 概算払により補助金の交付を請求する場合においては、本書の写しを添付すること。」を削る。

様式第9号中「1 補助金は、請求により交付する。請求の際は、本書の写しを添付すること。」を削る。

様式第10号の注書2を削り、同様式の注書3を同様式の注書2とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市補助金交付規則の様式に関する規 定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改 正後の堺市補助金交付規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することがで きる。

告 示

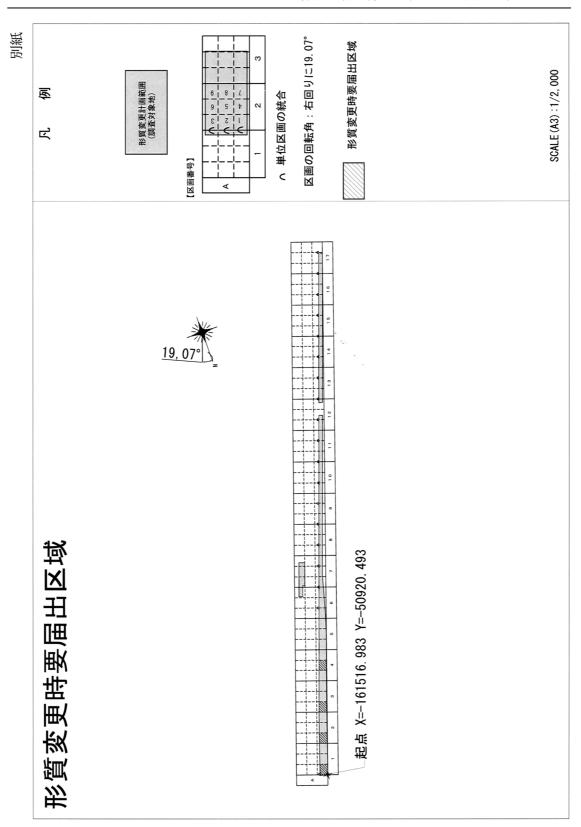
堺市告示第414号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年12月23日

- 1 指定する形質変更時要届出区域 堺市西区浜寺公園町一丁89番及び二丁170番1の各々の一部(別紙図面参照)
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合して

いない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



堺市告示第415号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を 同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78 条第1号の規定により告示する。

令和4年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776503399
事業所名称	訪問介護ステーション プラス
事業所所在地	堺市北区長曽根町1179番地10-511号
指定の申請者	株式会社 i sプラス
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区長曽根町1179番地10(511号)
代表者名	矢田宣子
指定年月日	令和4年12月1日
サービスの種類	訪問介護

堺市告示第416号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和4年12月23日

介護保険事業所番号	2796300511
-----------	------------

事業所名称	マミードリームサロン マミーのお家
事業所所在地	堺市西区浜寺船尾町西2丁73番69号
指定の申請者	合同会社シルバードーン
主たる事務所の所在地	大阪府堺市西区浜寺石津町東三丁1番15号 1階
代表者名	見學三智子
指定年月日	令和4年12月1日
サービスの種類	地域密着型通所介護

介護保険事業所番号	2796500268
事業所名称	ビーナスウイズ
事業所所在地	堺市北区中長尾町3丁4番23
指定の申請者	株式会社ビーナス
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区田出井町1番1号 ベルマージュ堺2階
代表者名	安田信彦
指定年月日	令和4年12月1日
サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護

堺市告示第417号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定 障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年12月23日

法人名 事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
----------	------	--------	-------

株式会社	幸寿苑	居宅介護	訪問介護ステー ションらくらく 幸寿苑ひらい	大阪府堺市中区平井1 34番地1	令和4年12月 1日
株式会社	幸寿苑	重度訪問介護	訪問介護ステー ションらくらく 幸寿苑ひらい	大阪府堺市中区平井1 34番地1	令和4年12月 1日
株式会社	華舞	就労継続支援 (B型)	Норе	大阪府堺市美原区黒 山425番地7	令和4年12月 1日
株式会社ス	プレイ	生活介護	かふぇ ら・く	大阪府堺市中区八田 北町472-1	令和4年12月 1日
泉北ビル社	株式会	就労継続支援 (B型)	ONE GAM E堺	大阪府堺市中区小阪 270番地 アンディ1 階	令和4年12月 1日

堺市告示第418号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和4年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
有限会社 ショ!	計画相談支援	居宅支援 こもれび	大阪府堺市南区桃山台二丁3番4号	令和4年12月 1日

堺市告示第419号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人 アース	生活介護	しあわせ作業所	大阪府堺市堺区高須 町三丁1番19号	令和4年10月 31日
株式会社 裕々	同行援護	ヘルパーステー ション幹々	大阪府堺市堺区旭ヶ 丘中町二丁1-10 旭ヶ丘ロイヤルハイ ツ101	令和4年11月 10日
株式会社 アーカ イブ	居宅介護	コアラケアステーション	大阪府堺市中区深井 沢町3309番地1 グ レイスコート善301号	令和4年11月 30日
株式会社 アーカ イブ	重度訪問介護	コアラケアステーション	大阪府堺市中区深井 沢町3309番地1 グ レイスコート善301号	令和4年11月 30日
株式会社 スマイルケアサポート	共同生活援助	グループホーム スマイル	大阪府堺市北区東上 野芝町二丁291番地	令和4年11月 30日

堺市告示第420号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第2項の規定に基づき、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

令和4年12月23日

法人名	Julia,	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人 MayLily	A 地垣	或移行支援	相談支援あだぷと	大阪府堺市東区日置 荘原寺町409番地1	令和4年11月 30日
一般社団法人 May Lily	/I 地垣	或定着支援	相談支援あだぷと	大阪府堺市東区日置 荘原寺町409番地1	令和4年11月 30日

......

堺市告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第4項の規定に基づき、次のとおり指定特定相談支援の事業の廃止 に係る届出があったので、同法第51条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和4年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人 MayLily	計画相談支援	相談支援あだぷと	大阪府堺市東区日置 荘原寺町409番地1	令和4年11月 30日

堺市告示第422号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定に基づき、次の 事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規 定により告示する。

令和4年12月23日

指定障害児相談支援事業者(指定日 令和4年12月1日)

設置者名称	設置者の主た る事務所の所 在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
合同会社青りんご	大阪府堺市東 区日置荘西町 八丁7番3- 6号	障害児相談 支援	青りんご	大阪府堺市東区 日置荘西町八丁 7番3-6号	2776200095
有限会社ショウキ	大阪府堺市南 区桃山台二丁 3番4号	障害児相談 支援	居宅支援 こもれび	大阪府堺市南区 桃山台二丁3番 4号	2776400208

堺市告示第423号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第24条の32第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害児相談支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和4年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児相談支援事業者(廃止日 令和4年11月30日)

設置者名称	設置者の主た る事務所の所 在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
一般社団法 人M a y L i l y	大阪府堺市東区日置荘原寺町409番地1	障害児相談 支援	相談支援あだぷと	大阪府堺市東区 日置荘原寺町40 9番地1	2776200079

堺市告示第424号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和4年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
あこうて訪問看護ステ ーション	堺市堺区向陵東町1-8- 1 コンフォート三国ヶ丘 101号室	訪問看護	令和4年11月1日
上野芝ひとみメンタル クリニック	堺市西区上野芝町4-18- 21 ソフィア上野芝 1階	病院・診療所	令和4年12月1日
あずさ薬局	堺市堺区北旅籠町西3-3 -16	薬局	令和4年12月1日
かなで薬局	堺市堺区南安井町1-2- 14	薬局	令和4年12月1日
優凪訪問看護ステーション	堺市中区深井畑山町2500 スペリオシティ泉北深井 1 -308	訪問看護	令和4年12月1日

堺市告示第425号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和4年12月23日

医療機関名	1	医療機関所在地	種別	更新年月日
プラザ薬局 綾之	と町店	堺市堺区綾之町東1-3- 39	薬局	令和4年12月1日
アップ薬局 中音店	百舌鳥	堺市北区中百舌鳥町 2 -23 ポルト中百舌鳥ビル 1 階	薬局	令和4年12月1日

公 告

堺市公告第693号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定に基づき、次のと おり公告する。

令和4年12月23日

令和4年度 第9号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和4年12月8日

堺 市

利用権設定各筆明細

	4 4 - 4 -														11.7 -11 11.74	
	借賃の支 払い方法						İ					I	I	I	毎年末までに貸手 指定口座 に振込	毎年末までに貸手 でに貸手 指定口座 に振込
	(田)						I					I	I	1	17,000	17,000
川田権	※ 解					今至7年10月91日	ᆸ TC 서 21 뉴 가라 다					令和7年12月31日	令和7年12月31日	令和7年12月31日	令和8年2月28日	令和8年2月28日
設定する利用権	始期					◇先5年1日1日	П1 Н1+СH√ L.					令和5年1月1日	令和5年1月1日	令和5年1月1日	令和5年3月1日	令和5年3月1日
	松谷					田 と と	て利用					番として利用	畑とし て利用	田ととて利用	田とし て利用	田として利用
	利用権の種類及び適用される共通事項					使用貸借によ	る権利					使用貸借によ る権利	使用貸借によ る権利	使用貸借によ る権利	賃貸借による権利	賃貸借による権利
(H						#	が必用					条目	伸治	八重子	修 治	楠本 航大
15者(4			大三大時					五本	山本	鎌 //	華	華本				
利用権を設定する者(管手)	年					場市東区日置荘 声 □ 〒 1 4 巻 0.1	四四~114年21 号					堺市中区深井畑 山町267番地1	堺市中区深井畑 山町272番地1	堺市北区金岡町 730番地	堺市西区菱木4 丁2739番地	堺市西区菱木4 丁2739番地
金	- 地積 (m³)	1,061	72	872	383	635	722	515	323	299	1,117	801	801	1,328	2,759	1,761
する農	規定	田	Ш	Н	H	н	Н	田	Н	Ш	田	界	畑	H	田	Ħ
か 設定・	報 報	87	89	69	102	104-1	105-1	117	118	175	27	59-1	59-4	356	1988-	1505
利用権を設定する農	所在	東区石原町 2丁				東区石原町 104-1	37				東区八下町 1丁	中区涂井鱼口町	中区深井畑 山町	北区中村町	西区藤木3 丁	西区山田4 丁
設定を出ています。	信 于) 氏名						中公路					谷川 幸司	谷川 幸司	阪口 茂樹	田口 祭男	田口 榮男
1 作り11権の法にももりが利用権の設定を行う。 まんが はんかい おいまん はんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	受ける者(住所					堺市東区高松48	6番地					堺市中区深井水 池町2859番地6	堺市中区深井水 池町2859番地6	堺市東区高松5 番地	和泉市国分町10 19番地2	和泉市国分町10 19番地2

利用権の設定を受ける者(借手)	設定を (借手)	利用権	利用権を設定する農		型	利用権を設定する者(貸手)	-5者(貸手)			設定する利用権	川桶		
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積 (m²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用され る共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の支 払い方法
堺市東区高松22 7番地2 シティ	幸田	· 温泉館 込み	224-2	田	74	堺市美原区さつ き既形3丁日15	土眠 舍仆	使用貸借によ	角とし	今和5年9月1日	今和8年9月98日	ļ	ĺ
パーク北野田71 4号			225	Н	846	c対台3 h19 番10号			大利用	17494971 H	13 1/HO 1-2/3 ZO H		
						堺市北区野遠町 276番地	西野 真弓						
堺市東区野尻町 275番地45	高瀬 貞俊	北区野遠町	441	田	1,054	北海道標津郡中 標津町東一条南 8丁目3-4 ファ ミールオークC	西野 将司	使用貸借による権利	田として利用	令和5年3月1日	令和8年2月28日	İ	I
						大阪市阿倍野区 阪南町5丁目20 -6-1003	前田 寛子						
堺市美原区菅生 1339番地	選野 忠平	美原区菅生 125-1	125-1	Ш	826	吹田市津雲台6 丁目10番2-2号	森 繁雄	賃貸借による権利	描として利用	令和5年3月1日	令和8年2月28日	9,000	毎年2月 末まで2月 は手指で7 ロ座7 込 版
堺市東区丈六21 7番地1 シャーメ ゾン幸B棟102号	藤岡 慎吾	美原区阿弥 148-1	148-1	Ш	1,993	堺市北区金岡町 2223番地	藤岡進	使用貸借による権利	番とこれを利用	令和5年3月1日	令和8年2月28日	I	I
堺市南区三原台 3丁5番30号	杉久則	中区田園	867-1	田	674	富田林市津々山 台1丁目1番6-2 13号	嶋谷 康弘	使用貸借によ る権利	番として利用	令和5年3月1日	令和8年2月28日	I	I
堺市中区福田90	計 至 日	4. 图图公中	2137	邮	850	場市堺区西湊町	**************************************	使用貸借によ	畑とし	△和5年9月1日	△和○年9日98日		
0番地14		1	2138	脚	378	4丁2番22号			て利用	다 4H3+H3거 I H	H 07 H 7 H 0 H L	l	l
堺市南区富蔵17	本 社 二 十	田里江江	627	Ш	1,120	堺市南区豊田76	十二十	使用貸借によ	田とし	今和5年9月1日	今和9年9月99日	ļ	ļ
6番地1	北 九 万季	면되	693	田	1,302	4番地3			て利用	H 1 년0十-01 1 H	н 07 Ц7+0H/ Ц	ļ	I

利用権の設定を受ける者(借手)	設定を (借手)	利用権	利用権を設定する農	する農」	型	利用権を設定する者(貸手)	-5者(貸手)			設定する利用権	1)用権		
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積 (m²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用され る共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の支 払い方法
			3450	H	1,097								
			3580	H	430								
堺市南区富蔵17	# 計 二 4	指 少 上 士	3581	H	175	堺市中区田園55	計	使用貸借によ	H 2 1	△和5年9月1日	△和○年9月90日	l	ļ
6番地1	1LM 104	三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	3582	H	540	8番胎		る権利	て利用	н т Кожону н	H 07 L/2-H 0H) L		
			3583	田	480								
			3584	H	209								
			3485	H	1,649								后任士!>
堺市南区畑245 番地1	森 勝彦	南区富蔵	3518	田	2,294	堺市南区富蔵29 5番地	抽冬 花子	賃貸借による 権利	田とに	令和5年3月1日	令和8年2月28日	松米 300Kg	年年 本子 大子 生子 大子 ナチャック マイングラング
			3528	H	2,052								A
堺市東区高松5	幸年 口出	田留台之中	669	Н	869	堺市東区高松46	十二世 经	使用貸借によ	コネ田	△和5年1日1日	△和7年19月91日		
番店		来 ト 子 上 選 日	695	H	489	1 幸	然 田井 低	る権利	て利用	ц Г. Н. Спу с.	마하다 구시 12 시 의 대	I	I

1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

	借賃の支 払い方法		İ	
	借賃 (田)		I	
]用権	終期	△40年19月91日	H 16 H 71 -H 6H H.	
設定する利用権	始期	△布5年1月1日	T TH 3 + 1 7 1 H	
	内容	番とし	馬馬と	
	利用権の種類 及び適用され る共通事項	使用貸借によ る権利	農地中間管理 事業共通事項	
ナる者(貸手)	氏名	北尾 元志	一般財団法人 大阪府みどり 公社	
利用権を設定する者(貸手)	住所	大阪市天王寺区 大道1丁目2番17 -302号	大阪市中央区南本町2丁目1番8	
異	地積 (㎡)	896		
丰成	現況地目	型		
利用権を設定する	超	2343		
利用権	所在	수 임 절 건	十 十 十	
設定を (借手)	氏名	一般財団法人 大阪府みどり 公社	山本 英樹	
利用権の設定を受ける者(借手)	住所	大阪市中央区南 本町2丁目1番8 号	大阪狭山市大野 台6丁目19番14 -101号	

使用貸借

2 共通事項(利用権設定関係)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者(以下「甲」という。)及び利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と 責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができ ない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が 修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 乙は、目的物に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金 を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年 法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額 又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃 貸 借

2 共通事項(利用権設定関係)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と 責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができ ない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が 修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 乙は、目的物に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金 を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年 法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協 議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額 又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

農地中間管理事業

2 共通事項(機構→転借人)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用 集積計画の公告により設定される。

(2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「甲」という。)を通じて権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利 用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を 受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする ことができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

(5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払 期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者 の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地 所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕 することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土 地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

- イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、 その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
- ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 租税公課の負担

- ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、 乙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

(10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良 の工事名	甲及び乙並びに土地所 有者の費用に関する支 払区分の内容	甲及び乙の支払額 について土地所有 者の償還すべき額 及び方法	備考
_	_	_	_

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備	考
改良区賦課金	転借人が負担	_	

3 共通事項(所有者→機構)

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者(以下「甲」という。)及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界 について合意を得ておく。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、 自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲にお いて修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕 させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、 甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

- イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。 ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等 の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、 乙が転借人に負担させる。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむを えない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得る ものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと 認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが 著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良 の工事名	甲及び乙並びに転借人 の費用に関する支払区 分の内容	乙及び転借人の支 払額について甲の 償還すべき額及び 方法	備 考
_	_	_	-

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備	考
改良区賦課金	転借人が負担	_	-

堺市公告第694号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定に基づき建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告するとともに、同条第3項の規定により、次の建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

令和4年12月23日

堺市長 永 藤 英 機

1 建築協定の名称 鳳駅南地区建築協定

(堺市西区上670番19番ほか)

2 認定年月日・番号 令和4年12月13日

堺建安第H-1号

3 縦覧場所 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所高層館13階

建築都市局開発調整部建築安全課

消防局公告

堺市消防局公告第5号

堺市火災予防条例(平成20年条例第25号)第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年12月23日

堺市消防長 新 開 実

催しの名称 大鳥大社正月初詣

開催場所 堺市西区鳳北町1丁1番地2 大鳥大社境内

開催期間 令和4年12月31日(土)から令和5年1月3日(火)まで

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第13号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則(昭和38年農業委員会 規則第3号)第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年12月23日

堺市農業委員会 会長 檀 野 隆 一

[日時]

令和5年1月5日(木)午後2時

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法 (昭和27年法律第229号) 第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告につい 7
- 5 その他